

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律が施行されることに伴い、事務の処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令により知事の権限に属するものとされた米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく事務の処理権限の区分を次のとおり定める。

区 分		決裁権限
くらし の安心 推進課	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく事務	総合事務所長 委任
	米穀事業者等の業務に関する報告の徴収及びこれらの者の事務所等への立入検査	

(2) 施行期日は、平成22年10月1日とする。